

大学名	設置団体	公立化時期
公立諏訪東京理科大学	諏訪広域公立大学事務組合	平成30年4月

Ⅰ. 設立団体の基礎データ

人口	R2年国調	193,838	人	区分	住民基本台帳人口
	H27年国調	198,475	人	R6.1.1	190,450
	増減率	-2.3	%	R5.1.1	192,110
				増減率	-0.9

面積	715.8	㎦
人口密度	266.1	人/㎦

標準財政規模 ^{※2}	567.6	億円
財政力指数 ^{※3}	0.57	

※1 「設立団体の基礎データ」のうち、標準財政規模は6市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）の合計、財政力指数は6市町村の加重平均、その他の数値は6市町村の数値を用いている。

※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額（令和5年度決算）

※3 各年度における普通交付税の算定に用いた標準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（令和3年度から令和5年度までの3年度の平均）

Ⅱ. 公立化の経緯、公立化に際しての設立団体における財政負担等

公立化の経緯	私立大学当時に入学者の定数割れが何年も続いていたことから、平成27年9月に大学から公立大学法人化の検討を求め、要望書が提出され、同年12月に県、諏訪地域6市町村、大学の各代表者から成る「諏訪東京理科大学公立化等検討協議会」を設置し協議を開始。平成28年4月、大学の公立化が決定。平成29年4月、諏訪地域6市町村で一部事務組合を設立。平成30年4月1日付けで一部事務組合が公立大学法人を設立し、同日に公立大学を開学。公立化に伴い、1学部・2学科へと体制を改組。		
公立化に際しての住民・議会等への説明	諏訪東京理科大学公立化等検討協議会は全て一般公開とし、協議結果は自治体のホームページで公表しました。大学が所在する市では、市域の全地区を対象とした住民と市長との懇談会において、大学の公立化に関する説明と意見交換を実施。一部事務組合の構成市町村の議会に対しては、公立化の検討状況を報告。協議会では、公立化の検討の過程において、地元産業界、商工会議所、金融機関、高校、進学塾、県内外の他大学、県、県議会、市町村議会等からの有識者会議を設置し、様々な分野から地域の意見を聴取しました。		
公立化に際しての住民・議会等からの意見	学生の定数確保、魅力ある大学への変革、大学の安定経営、大学運営費の地域住民負担の懸念、学生レベルの向上、教育・研究施設の充実、地域住民の施設利用、地域課題の解決、地元企業への技術支援、地域が求める人材の育成・排出、若者の地元定着、地方創生等に関連した意見が多く出されました。		
公立化に際しての新たな財政負担（現物出資を除く。）	有	（「有」の場合） 具体的な内容	公立大学が行う地域連携に関する事業費
公立化に際しての設立団体による施設の修繕等	無	（「有」の場合） 具体的な内容	

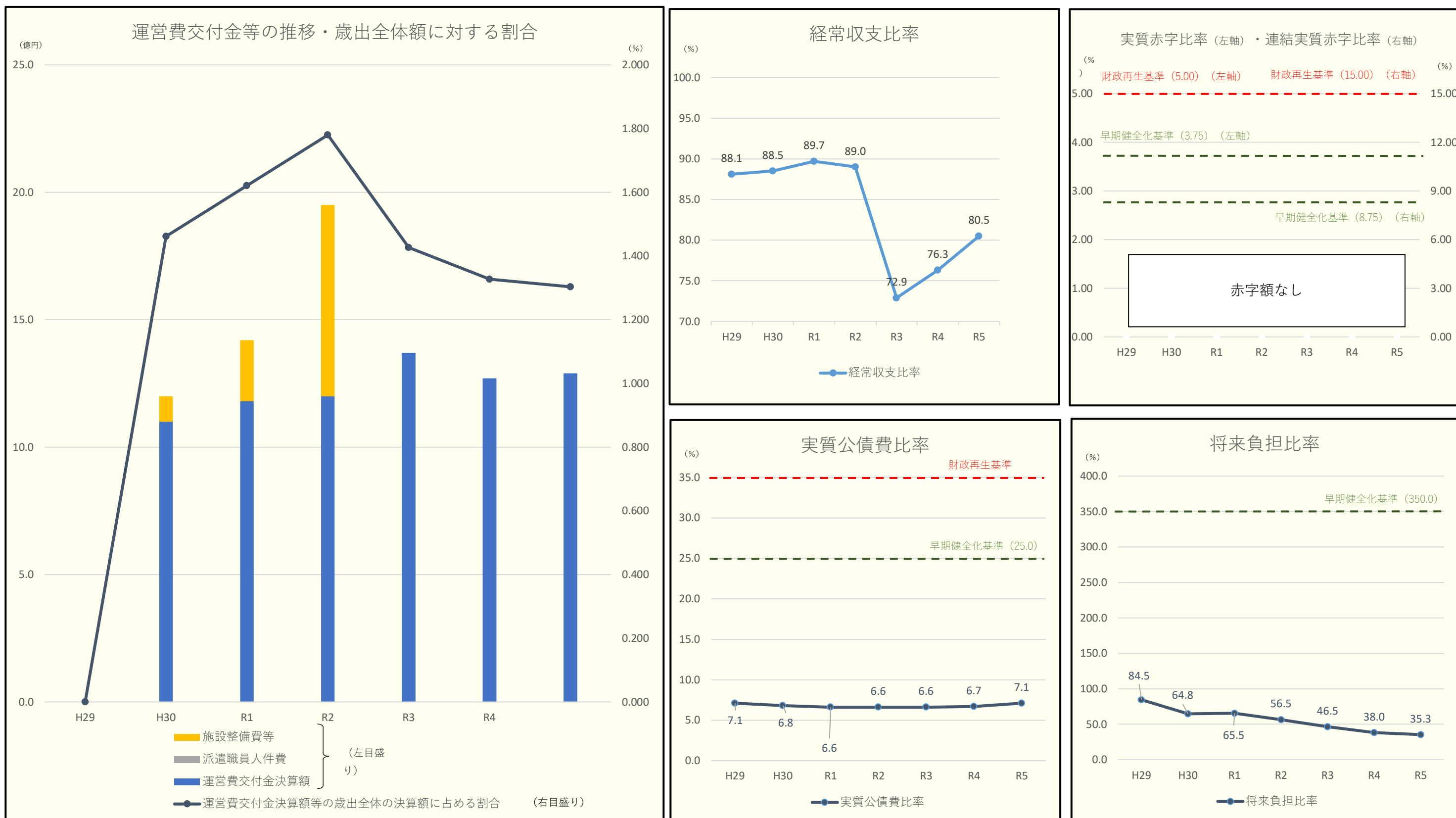
Ⅲ. 公立化後の設立団体の財政上の影響

（単位：億円、％）

	公立化前年度	公立化初年度	公立化2年目	公立化3年目	公立化4年目	公立化5年目	公立化6年目
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
運営費交付金決算額 A	-	11	12	12	14	13	13
派遣職員人件費 B	-	-	-	-	-	-	-
（参考）派遣職員数 （大学が人件費を負担するものを含む。）	-	-	-	-	-	-	-
施設整備費等 C	-	1	2	8	-	-	-
運営費交付金等計 D（A～C）	-	12.0	14.2	19.5	13.7	12.7	12.9
歳出全体の決算額 ^{※1} E	805.1	820.9	875.9	1,095.2	959.9	956.7	990.3
運営費交付金決算額等の歳出全体の決算額に占める割合 ^{※2} D/E	-	1.462	1.621	1.780	1.427	1.327	1.303
経常収支比率	88.1	88.5	89.7	89.0	72.9	76.3	80.5
健全化判断比率							
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	7.1	6.8	6.6	6.6	6.6	6.7	7.1
将来負担比率	84.5	64.8	65.5	56.5	46.5	38.0	35.3

※1 「歳出全体の決算額」は普通会計ベースの歳出決算額の総額

※2 「歳出全体の決算額」は、諏訪広域公立大学事務組合を構成する6市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）の合計額。また、「経常収支比率」及び「健全化判断比率」は、同6市町村の加重平均。



Ⅳ. 今後の設立団体への財政上の影響の見通し及び設立団体の対応方針

今後の設立団体への財政上の影響見通し及び設立団体の対応方針	公立化以降、措置された地方交付税額の範囲内で公立大学法人へ交付金を交付し、さらに、将来の高額設備費、施設等の大規模改修・災害復旧等に要する経費に備え、一部事務組合で基金を積み立てて運用管理しています。また、中期目標の達成に向け、公立大学法人の中期計画に基づく事業が着実に実施されるよう、評価委員会による意見等を踏まえて、運営費交付金を適切かつ効率的に交付していきます。
-------------------------------	--